

ご存じですか？ 訪問型サービスC

【介護予防・日常生活支援総合事業 短期集中予防サービス】

利用料
無料

訪問型サービスCでは、閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる方に対し、専門職が社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施します。

対象者

事業の詳細は、「訪問型サービスC利用の手引き」をご確認ください。

島原市・雲仙市・南島原市在住で事業対象者、要支援1及び要支援2の認定を受けており、以下のすべてに該当する方

- 通所への参加が困難で、訪問による支援が必要な方
- 対象者本人に、生活機能の向上の意思がある方
- 居宅において専門職の指導や助言を必要としており訪問Cを導入することで、生活機能の向上が見込まれる方

利用できる専門職

※基本チェックリストをもとに判断します

利用回数

■リハビリ職

(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)

■管理栄養士(栄養士)

■歯科衛生士

■月2回の訪問指導を約3か月間実施(6回訪問)

■6回訪問終了後、3か月後に、モニタリング訪問(必要時)

■1回の訪問時間は1時間程度

このような効果があります！



意欲低下…
転倒も増加

運転免許返納をきっかけに、活動範囲が縮小。

日課だった庭いじりも億劫になり雑草だらけ。介護予防教室に行きたい気持ちもあるが、行動へ移せない。

リハビリ職が3か月間介入！

バランス能力の低下やサルコペニアの可能性あり！

自主運動の指導

チェック表を活用しながら本人自身が一生懸命取り組んだ。

畑や庭周辺の環境も確認

本人の希望を叶えるために、庭の歩き方や杖の高さの指導、一緒に苗を植える等の屋外活動も実施

抑うつ的な訴えが減り、意欲がわいてきた！

下肢筋力や歩行能力が改善し、外へ出る機会も増加！

庭で育てた野菜の収穫に成功！近所へも配ることができ喜んでもらえた！

友人との食事にも出かけることができるようになった！



■ケアプランの作成が必要ですので、地域包括支援センターまたは担当ケアマネジャーへご相談ください。

■利用の手引き、利用依頼書の様式等は、本組合ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ】

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係 電話：0957-61-9102

島原市地域包括支援センター 電話：0957-65-5110

雲仙市地域包括支援センター 電話：0957-36-3571

南島原市地域包括支援センター 電話：0957-84-2633

